

## 香川県条例第2号

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例

香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前							
(占用料及び使用料) 第9条 略					(占用料及び使用料) 第9条 港湾施設を占有し、又は使用する者は、別表に定める占用料又は使用料を県に納付しなければならない。 2 略							
別表（第9条関係） 1 高松港港湾施設使用料					別表（第9条関係） 1 高松港港湾施設使用料							
種別	区分		単位	金額	備考	種別	区分		単位	金額	備考	
1～10	略					1～10	略					
11 港湾環境整備施設使用料	香西地区港湾緑地	パークゴルフ場	パークゴルフ場	1人につき1日	400円	回数券により利用する場合の 使用料は、別に規則で定める。	香西地区港湾緑地	パークゴルフ場	パークゴルフ場	1人につき1日	400円	2室に分割してその一方を利用する場合の使用料は、5割とする。
		略										
	会議室		1時間につき	330円	略		会議室		1室につき午前9時から午後5時まで	2,340円		
									1室につき午前9時から正午まで	990円		
									1室につき午後1時から午	1,340円		

		略			
備考 略 2～4 略					

			後5時まで		
		略			
備考 略 2～4 略					

附 則  
この条例は、令和4年5月1日から施行する。